

自動車の調達に関する入札に係る総合評価落札方式における
予定価格の設定について

1. 予定価格は、入札公告等に定められた仕様に即して適正かつ合理的な価格を積算するものであるが、自動車の調達に当たっては、入札公告等に定められた仕様（用途、車体の形状、排気量、使用燃料等をいう。以下同じ。）を満たす自動車が複数存在し、それぞれの自動車で市場価格も異なることから、予定価格をどのように設定するかが問題となる。
2. 同一の仕様である自動車については、一般的に、その環境性能が高いほど車両価格も高くなると考えられる。この場合、予定価格の定め方によっては、環境性能が最も高い自動車に係る入札価格が予定価格を上回るため、こうした自動車が全く落札されないおそれがある。
3. 自動車の調達に関する総合評価落札方式は、調達価格のほかに、環境性能についても評価の対象に加えることで、自動車の品質を総合的に評価し、価格と環境性能の両面を評価した結果として最も優れたものを落札者として決定するものである。この総合評価落札方式を行う意義を鑑みれば、最も環境性能が高い自動車をもって入札に参加した者が、予定価格を上回るという理由から全く落札されないのは、その趣旨に反するものである。
4. よって、自動車の調達に関する総合評価落札方式を行う場合の予定価格については、入札公告等に定められた仕様を満たす自動車のうち、最も環境性能が高い自動車の市場価格（交換購入契約を行う場合には国が引き渡す車両との差額）を予定価格とするのが適当である。